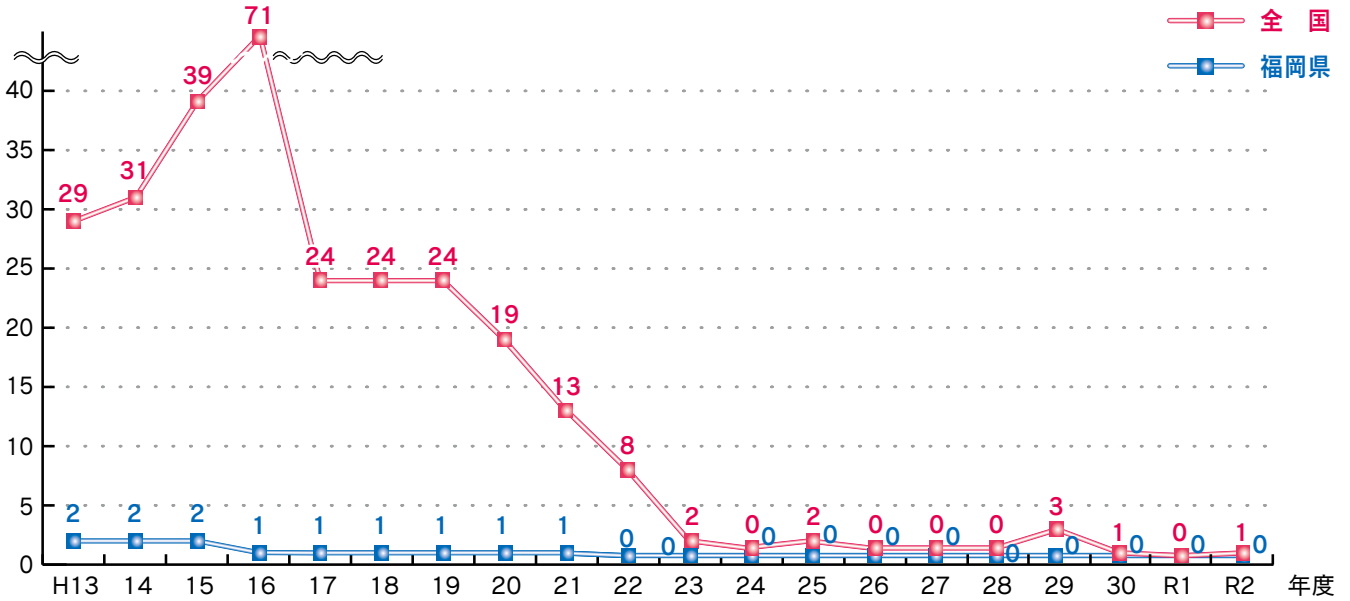


(3) 赤字市町村数の推移

県内市町村において、普通会計の実質収支が赤字となった団体は、昭和61年度の13団体をピークに減少しており、平成22年度にはなくなりました。

実質収支が赤字の市町村数



(注) 全国の実質収支が赤字の市町村数には、合併に伴う打ち切り決算により赤字となった市町村が含まれている。

準用財政再建団体数及び財政再生団体数の推移

年度	H13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
全国	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 「準用財政再建団体」とは昭和30年度以降の赤字団体で旧再建法の規定を準用して財政再建を行う団体である。
 ※北海道夕張市は、平成21年度に健全化法に基づく財政再生計画を策定。それまでは、旧再建法に基づく財政再建計画が存続。

(4) 健全化判断比率等の状況 (令和2年度)

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について、早期健全化基準・財政再生基準以上となる県内の市町村はありません。各比率 (①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率) の県内市町村の状況については、以下のとおりです。

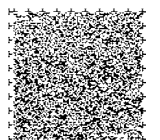
なお、各比率の説明は8~9ページをご覧ください。

①実質赤字比率

実質赤字額が生じた県内市町村はありません。

②連結実質赤字比率

連結実質赤字額が生じた県内市町村はありません。



③実質公債費比率

県内市町村（政令市除く）の実質公債費比率（単純平均）は、前年度から0.1ポイント減の6.3%となっています。早期健全化基準・財政再生基準以上となる団体はありません。

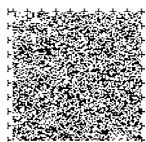
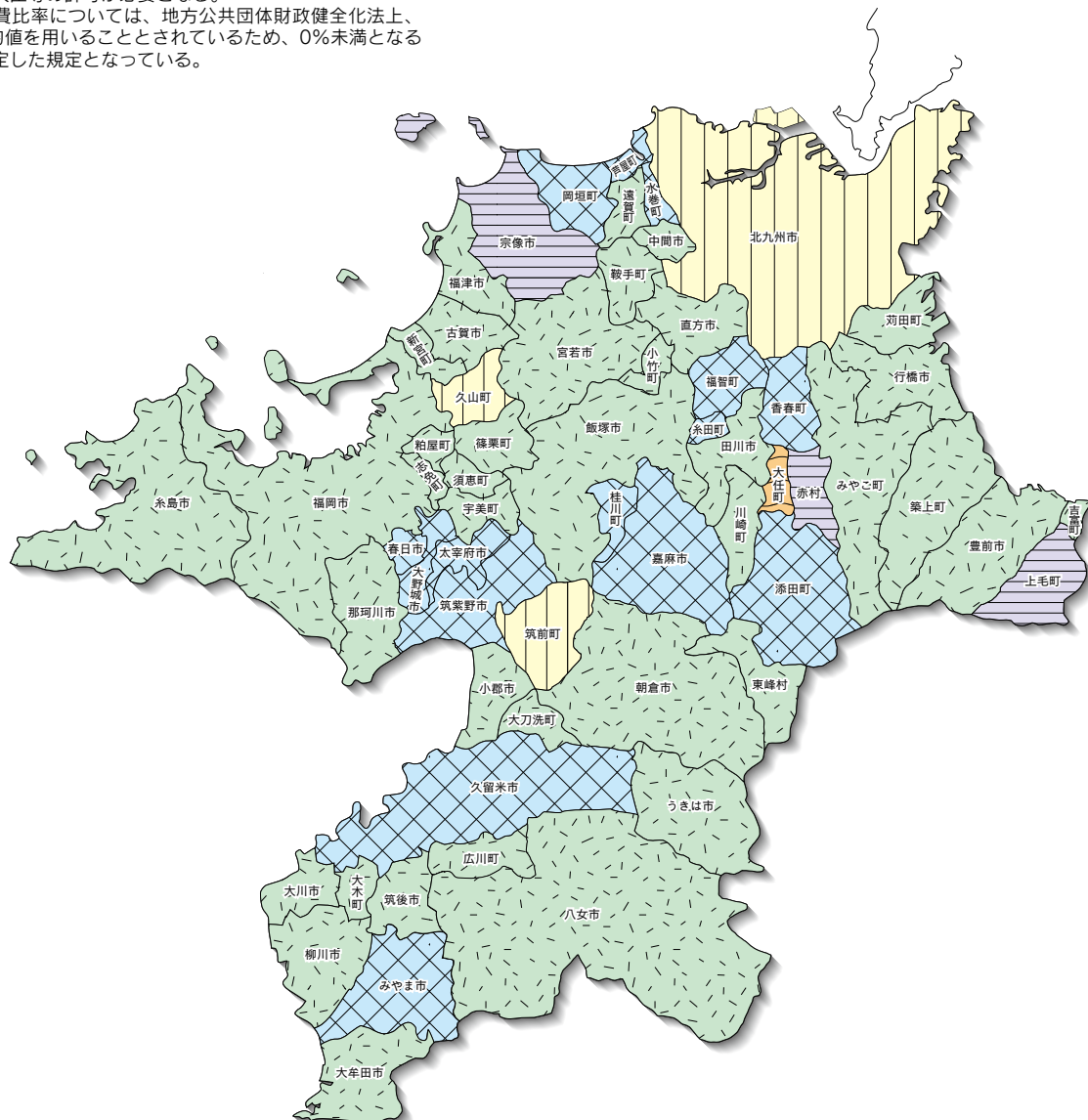
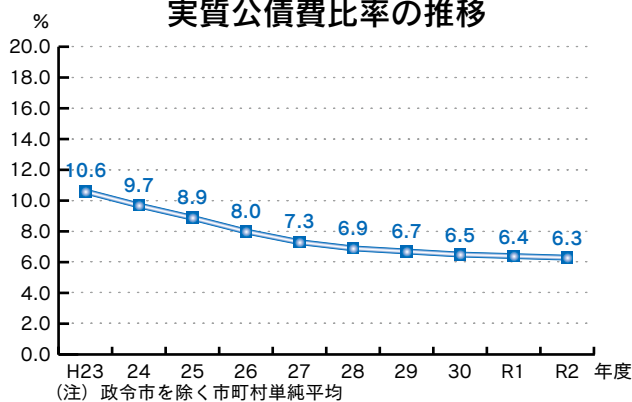
実質公債費比率の状況（令和2年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	27市	町村	計
25%以上	////				0
18~25%未満	////				0
15~18%未満	////			1	1
10~15%未満	////	1		2	3
5~10%未満	////	1	19	18	38
0~5%未満	////		7	8	15
0%未満	////		1	2	3

(注1) 実質公債費比率が18%以上となる団体については、起債に当たり総務大臣等の許可が必要となる。

(注2) 実質公債費比率については、地方公共団体財政健全化法上、3ヶ年平均値を用いることとされているため、0%未満となることも想定した規定となっている。

実質公債費比率の推移



④将来負担比率

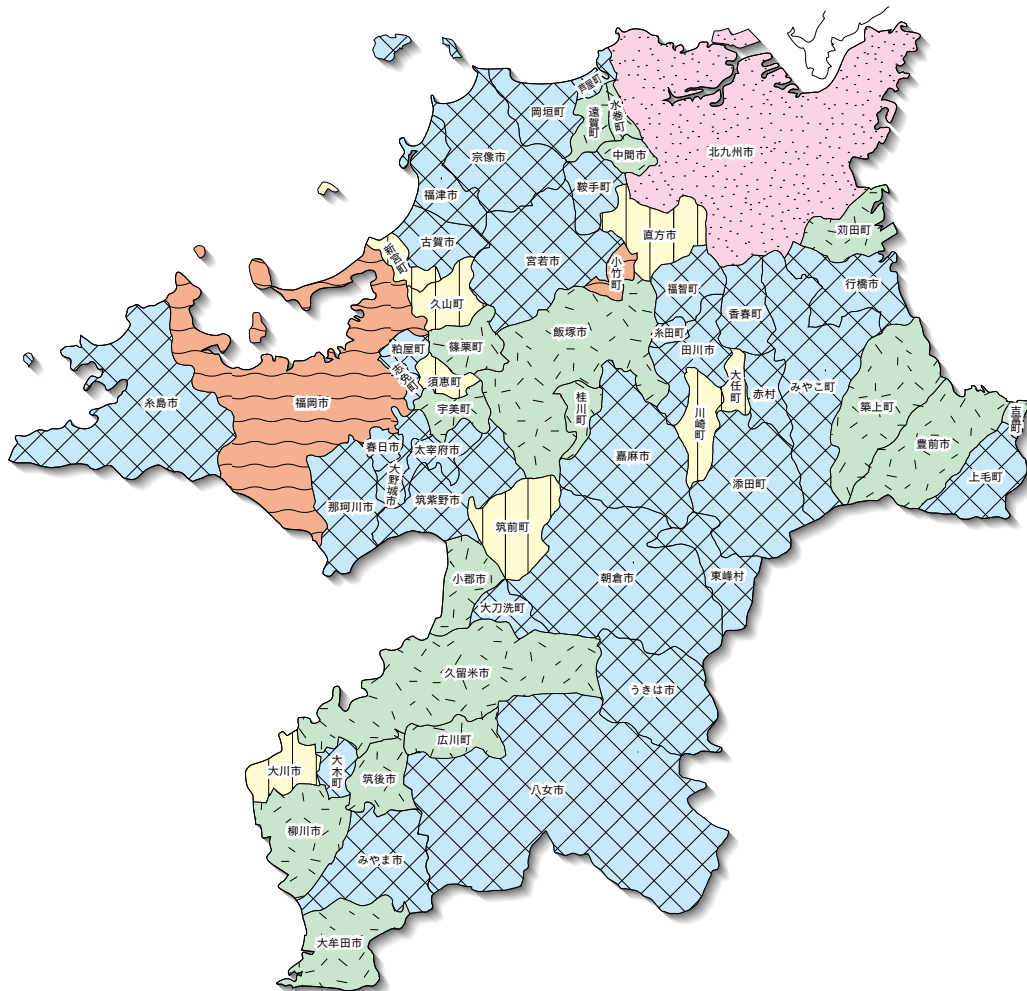
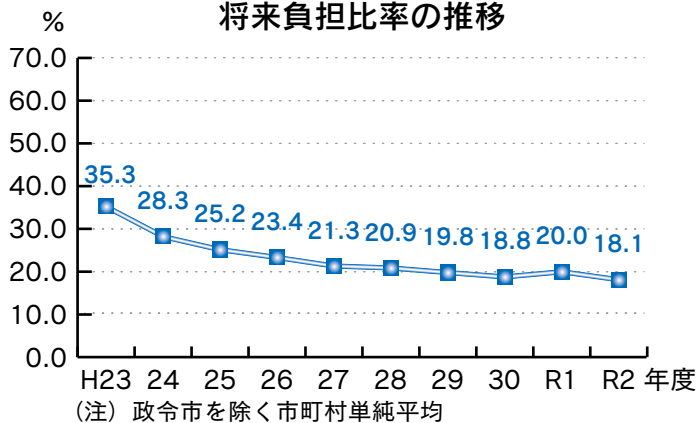
県内市町村（政令市除く）の将来負担比率（単純平均）は、前年度から1.9ポイント減の18.1%となっています。早期健全化基準以上となる団体はありません。

将来負担比率の状況（令和2年度）

区分	団体系	団体数			
		政令市	27市	町 村	計
200%以上	////				0
150~200%未満	1			1
100~150%未満	~~~~~	1		1	2
50~100%未満			2	6	8
0.1~50%未満	-----		8	9	17
-	XXXXX		17	15	32

(注) 「-」は、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が多額なこと等によって、将来負担比率が算定されない場合である。

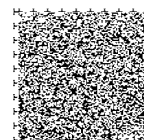
将来負担比率の推移



県内市町村財政の現状

⑤資金不足比率

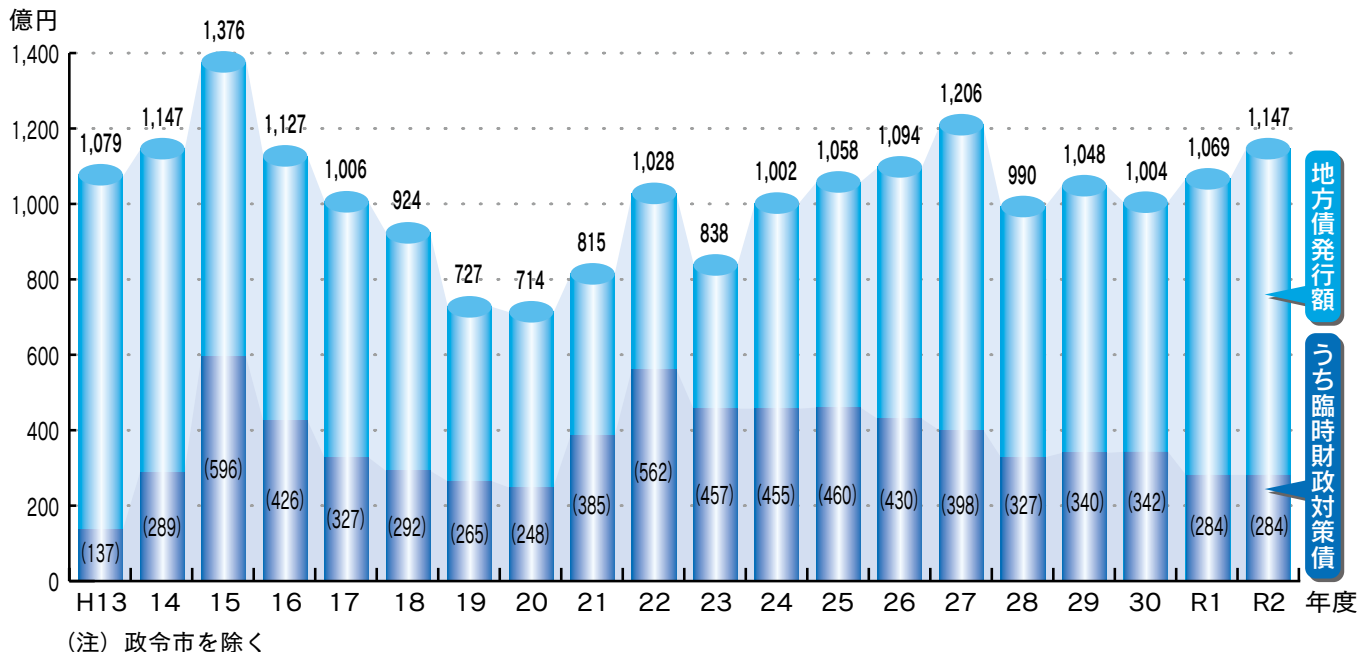
県内市町村（政令市除く）の1つの公営企業会計で資金の不足額が生じ、経営健全化基準以上となっています。



5 債務と積立

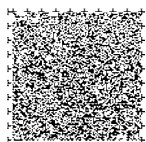
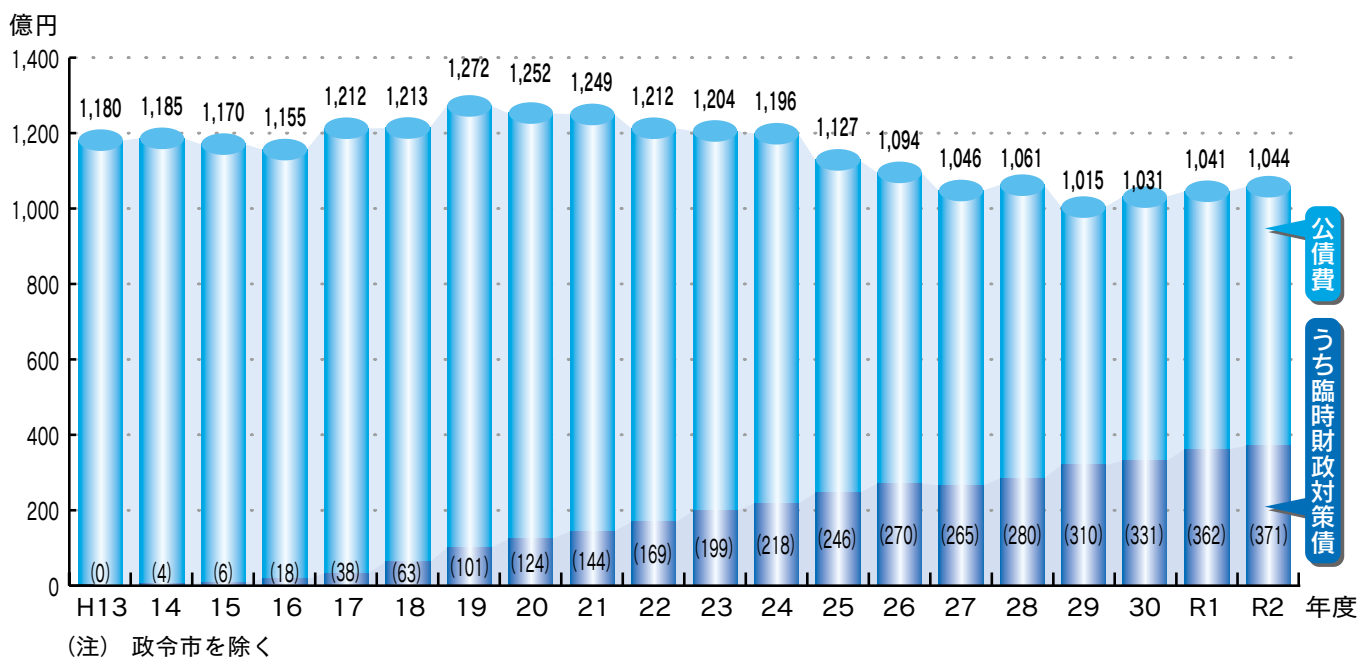
(1) 地方債発行額の推移

地方債発行額は、平成23年度に減少しましたが、緊急防災・減災事業債等の増により平成24年度から増加に転じました。平成28年度は合併特例事業債等の減により大きく減少しましたが、近年は概ね横ばいとなっています。



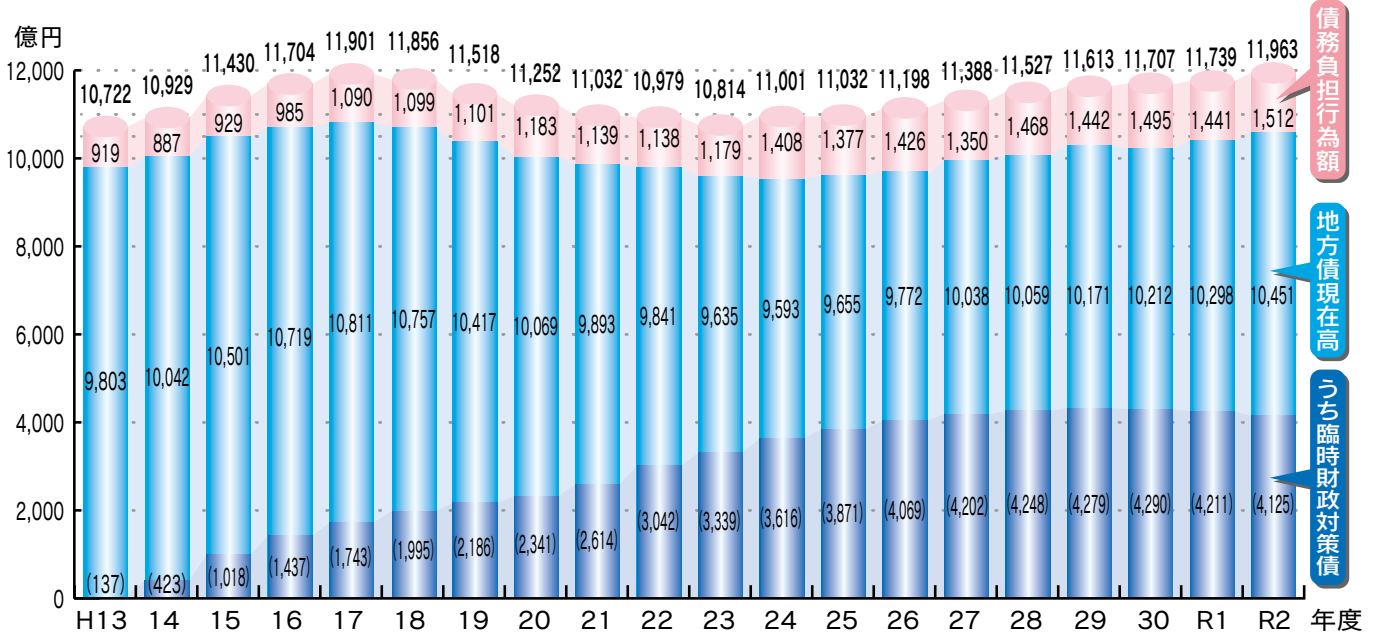
(2) 公債費の推移

公債費（元利償還金）は、平成19年度をピークに減少傾向にありましたが、平成30年度から増加に転じ、令和2年度は前年度と比べ約3億円の増となっています。



(3) 地方債現在高と債務負担行為額の推移

令和2年度末の地方債現在高と債務負担行為額を合わせると1兆1,963億円にのぼり、ピーク時の平成17年度を62億円超えて過去最高となりました。



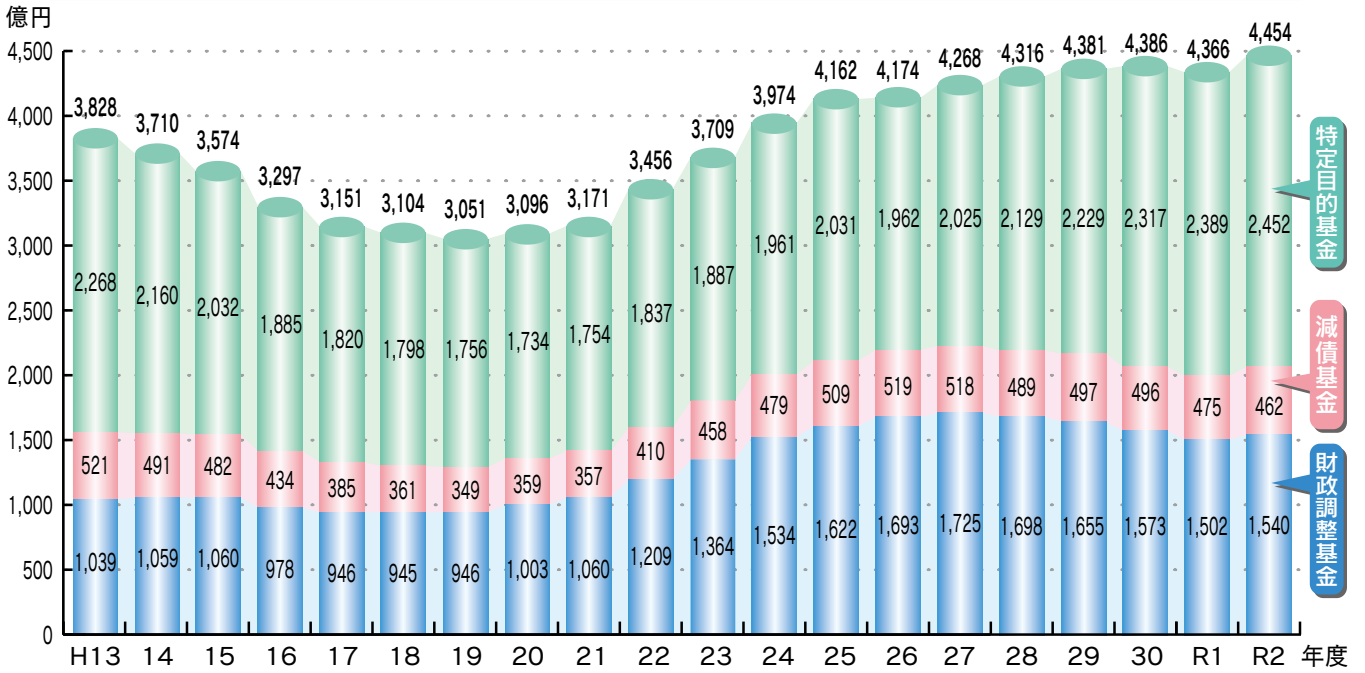
(注) 1 政令市を除く

2 債務負担行為額は、翌年度以降支出予定額である。

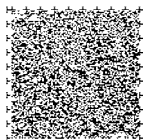
3 「公債費」には利子を含み「現在高」には利子を含まないため、
前年度現在高+当年度発行額-当年度償還額（公債費）=当年度現在高とはならない。

(4) 積立金現在高の推移

積立金現在高は、平成20年度から概ね増加傾向にあり、令和2年度は前年度と比べ、約88億円の増となっています。



(注) 政令市を除く

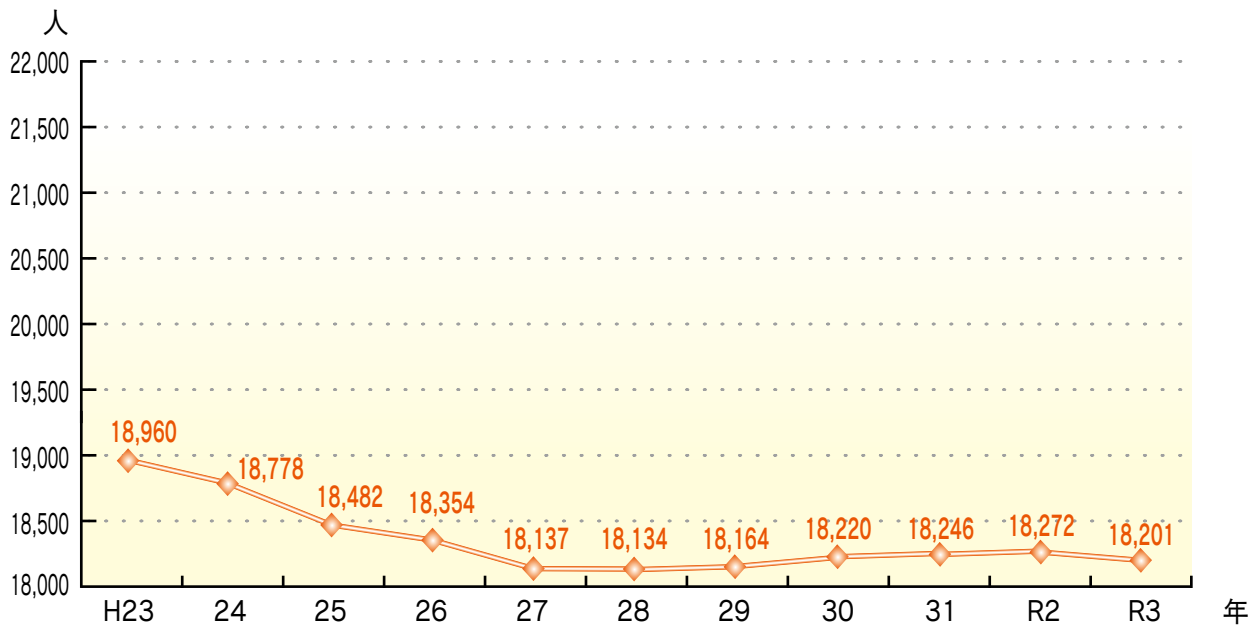


6 職員数の状況

(1) 職員数の推移

平成29年度以降は増加傾向にありましたが、令和3年4月1日現在で、前年と比べ71人減少となり、約1万8千人となっています。

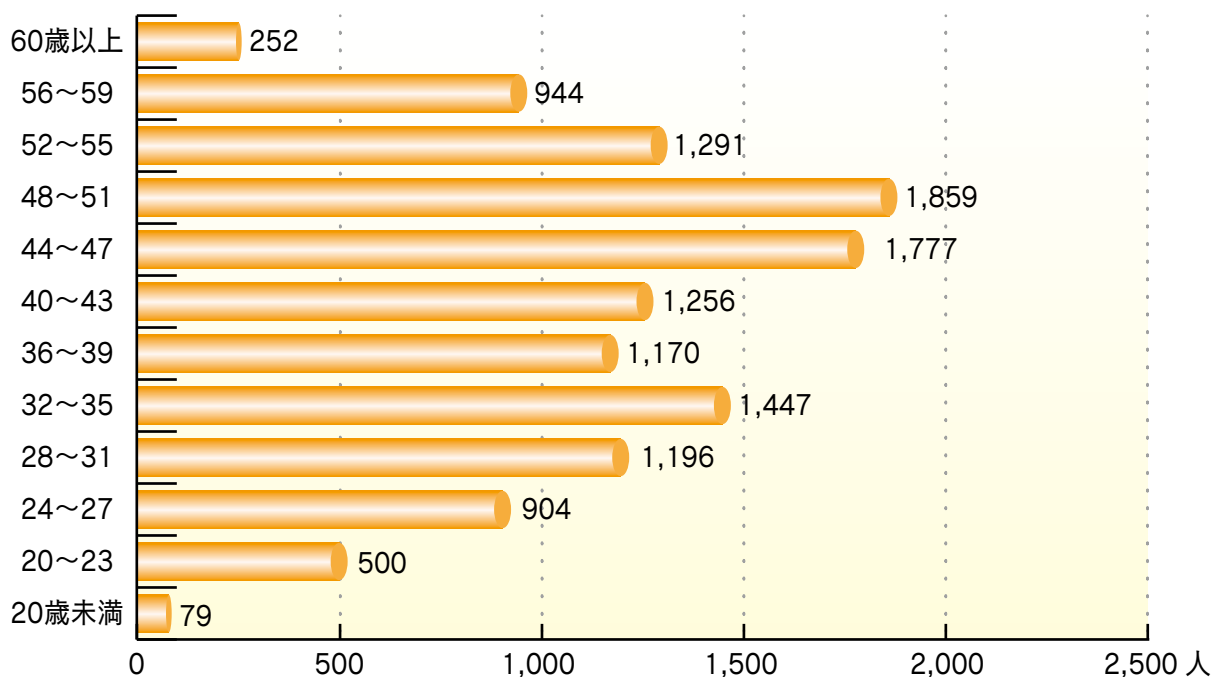
市町村職員数の推移（令和3年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

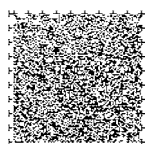
出典：令和3年地方公共団体定員管理調査（令和3年4月1日現在）

一般行政職年齢別職員構成（令和3年4月1日現在）



(注) 政令市を除く

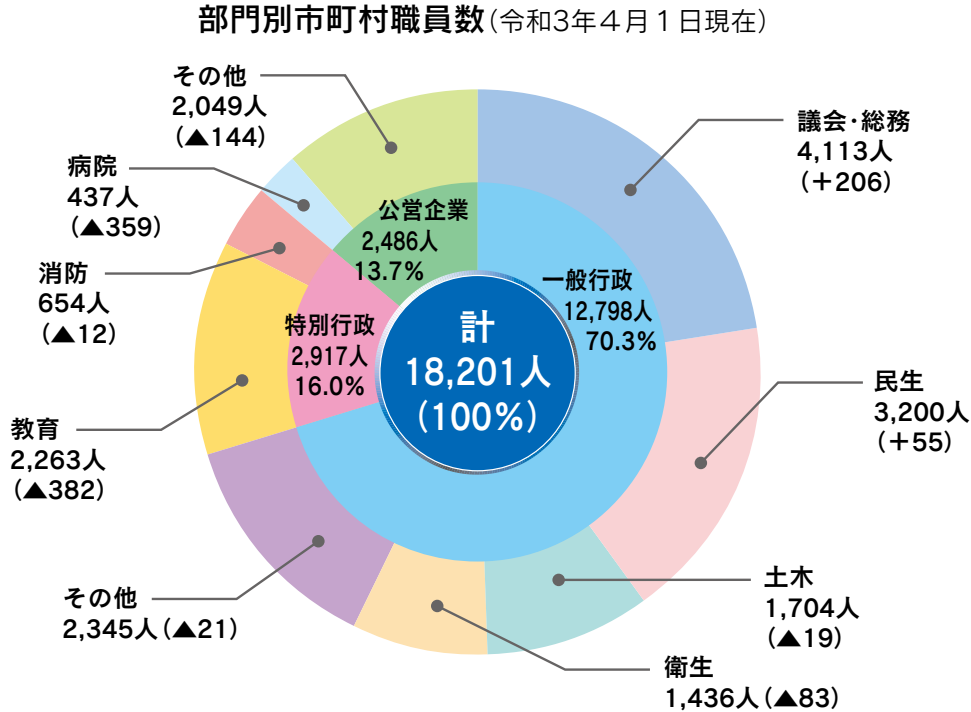
出典：令和3年地方公務員給与実態調査（令和3年4月1日現在）



(2) 部門別職員数の状況

市町村職員数を部門別に平成23年とその増減を比較すると、教育、病院などで職員数が大幅に減少しており、全体としても約4.0%の減となっています。

また、令和3年の部門別職員数の状況は、総務、民生、土木等の一般行政が全体の約70.3%、教育、消防で全体の約16.0%を占め、残りの約13.7%が公営企業の職員となっています。



(注) 1 政令市を除く

出典：令和3年地方公共団体定員管理調査（令和3年4月1日現在）

2 ()内は平成23年4月1日～令和3年4月1日の部門別市町村職員数の増減を示している。

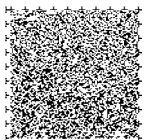
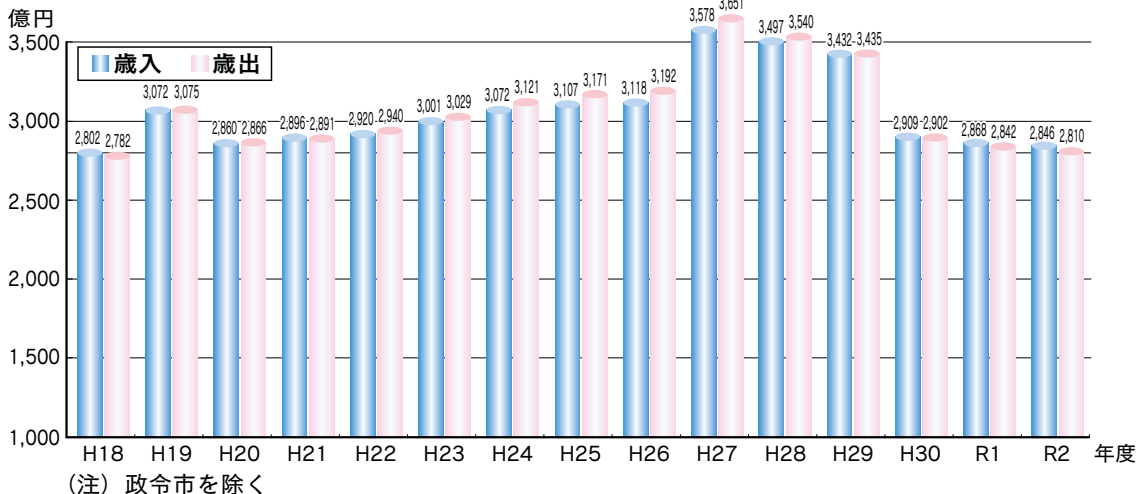
7 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計は、一般会計（普通会計）とは区分されており（P7参照）、連結実質赤字比率の算出基礎の一つとなります。

その歳入・歳出の決算額は、平成27年度をピークに減少しており、また、平成22年度以降赤字となっていました。平成30年度から黒字となっています。

※なお、平成20年度の決算額は、後期高齢者医療制度の導入に伴い、歳入は保険料が減、歳出は老人保健拠出金が減になったこと等により、それぞれ前年度から減少しました。

○国民健康保険事業会計（事業勘定）県内市町村決算額の推移



8 地方公営企業

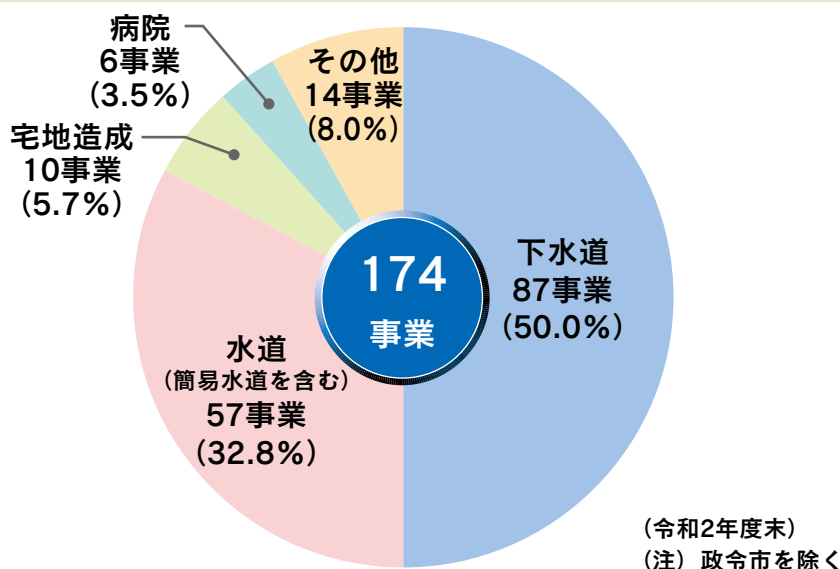
(1) 地方公営企業の役割

地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業であり、上下水道事業、病院事業、交通事業などがその代表的なものです。

これらの企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業によって行われています。

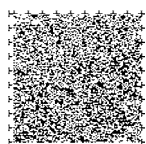
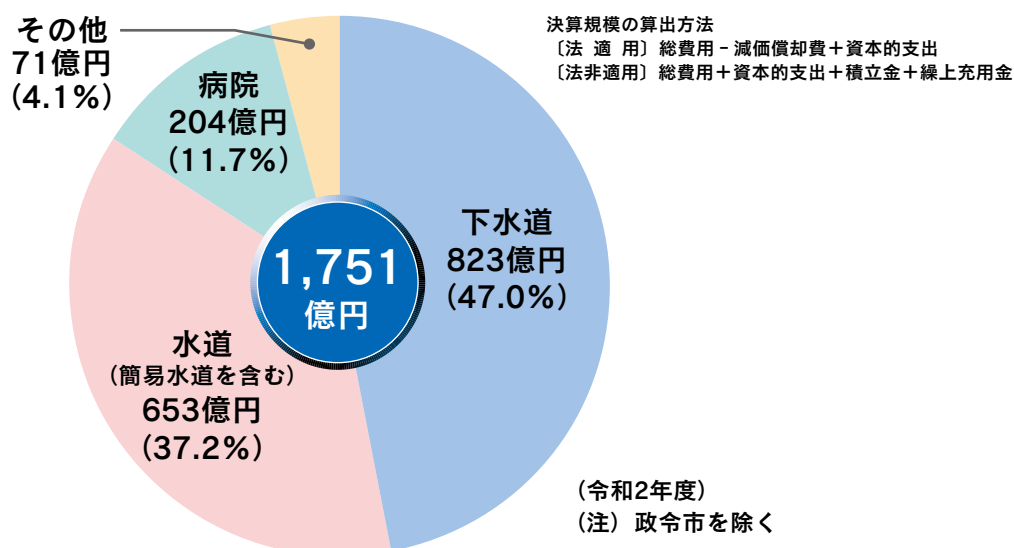
(2) 事業数

事業数は、174事業であり、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、宅地造成事業、病院事業の順になっています。



(3) 決算規模

決算規模は、1,750億98百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業の順になっています。



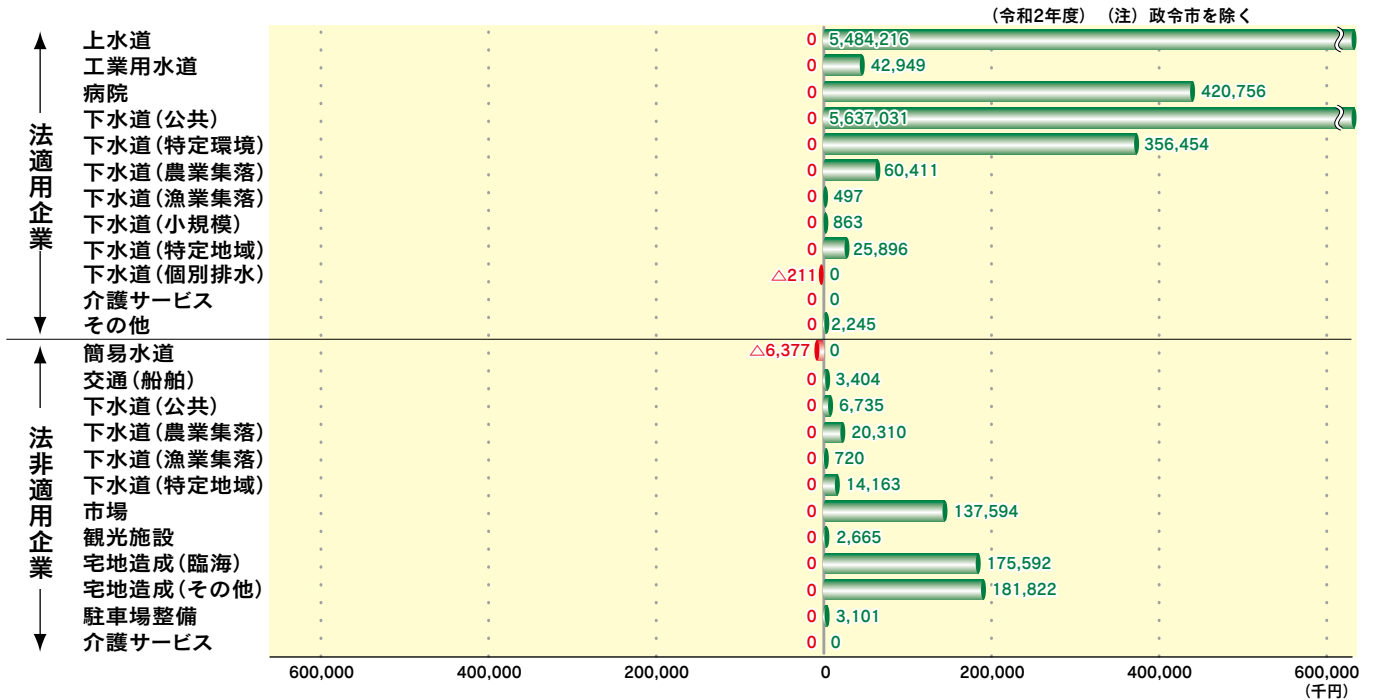
(4) 経営状況

令和2年度における収支の状況を事業別に見ると、法適用企業は下水道（個別排水）を除く全事業が黒字、法非適用企業は簡易水道を除く全事業が黒字となっています。

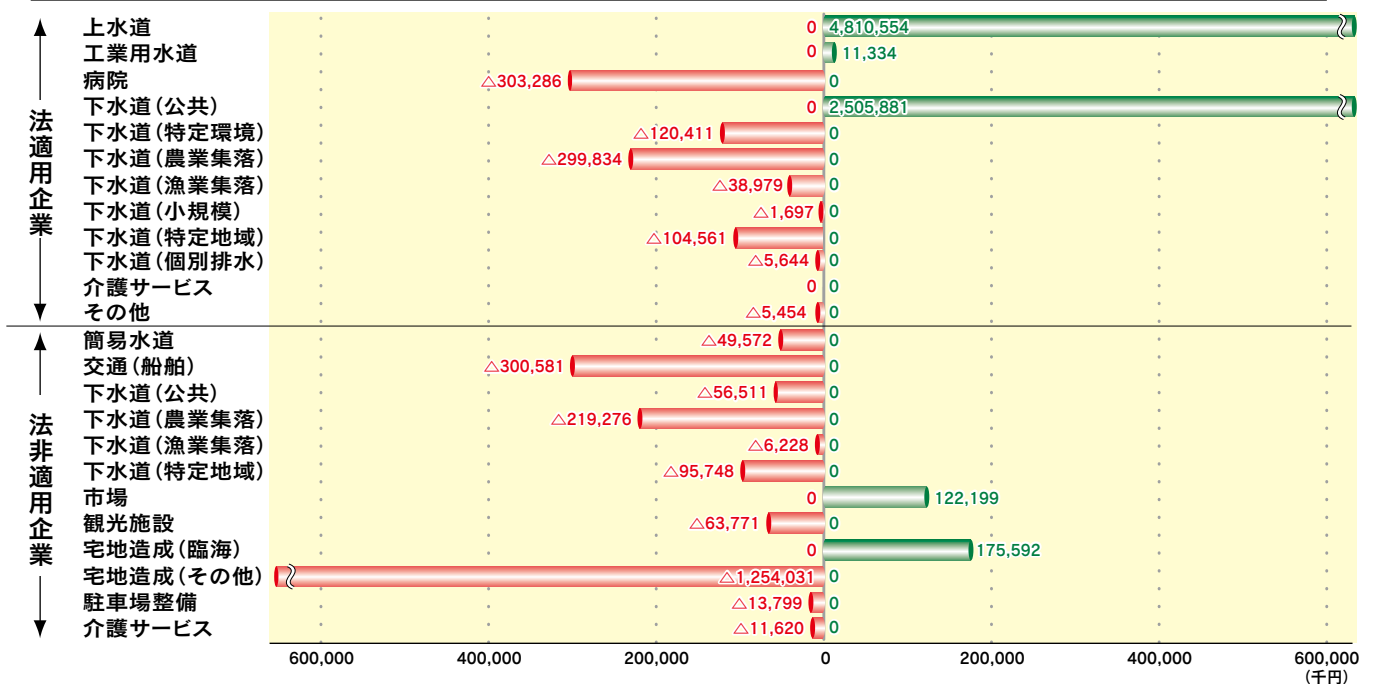
しかしながら、基準外繰入金を差し引いた実質的な収支の状況は、多くの事業で赤字となっています。

地方公営企業の経営は、財やサービスの対価としての料金収入により運営する独立採算が原則であり、他会計からの基準外繰入金に頼らず経営を維持していく努力が必要です。

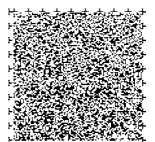
収支の状況 赤字 黒字



基準外繰入金を除いた場合の収支の状況 赤字 黒字



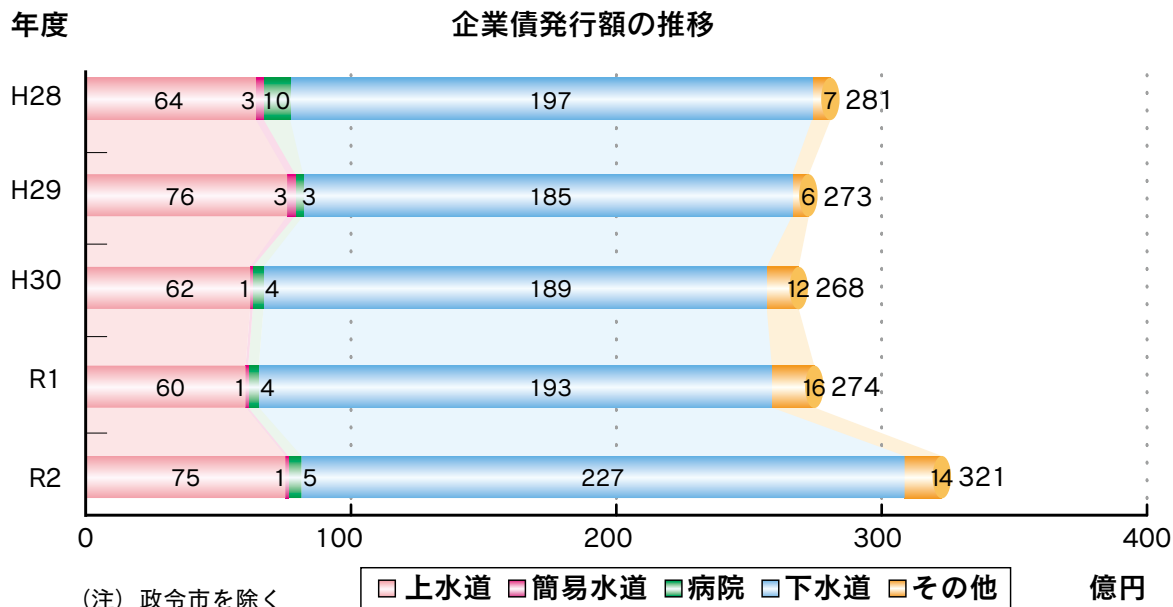
(注) 収支額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。
 ※地方公営企業法の適用を受ける事業を「法適用企業」、適用を受けない事業を「法非適用企業」という。



(5) 企業債の状況

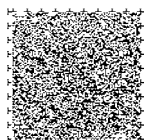
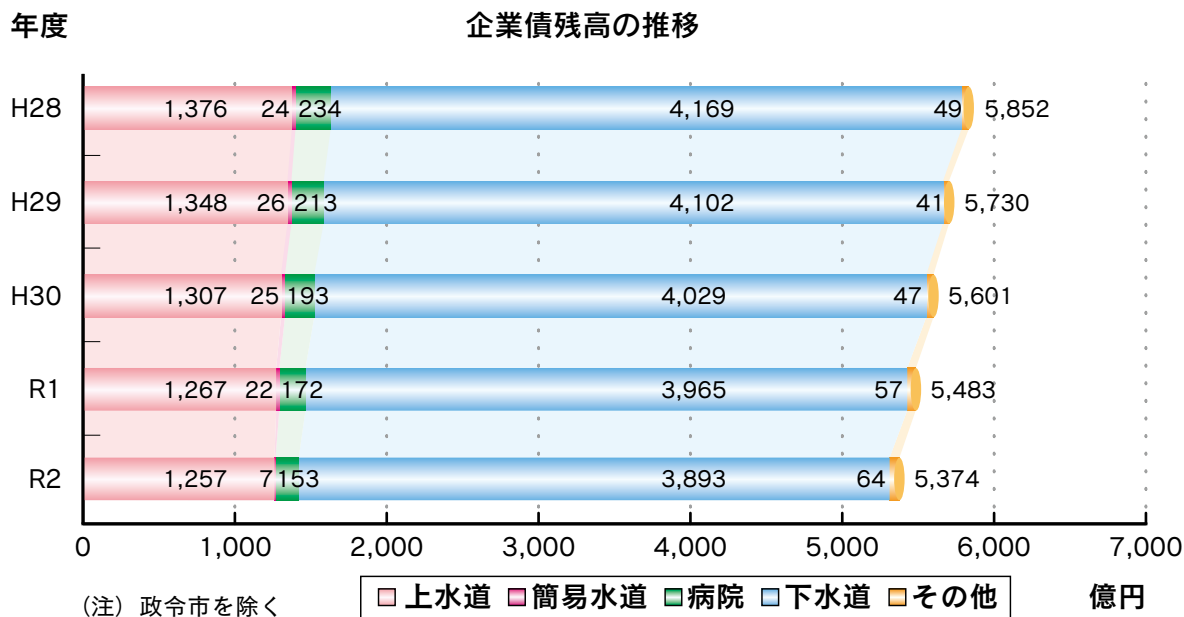
① 企業債発行額

令和2年度における企業債発行額は約321億円であり、前年度に比べ約47億円の増となっています。



② 企業債残高

令和2年度末の企業債残高は約5,374億円と、減少傾向にあります。



9 今後の課題

(1) 統一的な基準による地方公会計の活用・公共施設マネジメントの推進

住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義会計を補完するものとして、発生主義会計に基づく財務書類等の開示が推進されてきました。平成26年には「統一的な基準」による地方公会計の整備方針が示され、その後の総務大臣からの要請により、県内市町村においても、当該基準による固定資産台帳及び財務書類（以下「財務書類等」という。）が作成されたところとあります。

人口減少、少子高齢化が進展する一方で、高度経済成長期に大量に建設された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えることとなります。こうした中、財政状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営を行っていく必要性がますます高まっており、地方公会計が担う役割も大きくなっています。また、地方公会計の情報のさらなる活用等の観点からも、決算年度の翌年度末までに財務書類等を作成・更新することが求められます。

地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)報告書のポイント(令和2年3月公表)

1 固定資産台帳・財務書類の適切な作成等に向けて

- ・財務書類は、発生主義による一会計期間における費用・収益等に関する情報などを、会計年度ごとに提供するものであることから、まずは決算年度の翌年度末までには固定資産台帳・財務書類の作成・更新を完了させるべき。例えば、期末一括仕訳の団体においては、仕訳作業や台帳登録を半年・四半期・月に一度実施するなど、分散化・早期化することが望ましい。また、システム更新等を契機に、日々仕訳を導入することも有効。
- ・内容の精緻化のため、台帳更新の際には、定期的に現物確認を行うこと、建物本体と附属設備を耐用年数に応じて分類して計上することが必要。また、平成29年度の総務省研究会報告書で示された「チェックリスト」を活用し、団体職員が自ら財務書類を確認し、正確さを担保していくことが望まれる。
- ・体制整備のため、年間の作業スケジュールを示し、各地方公共団体の状況に応じた作業マニュアルを作成するなどして、庁内全体で計画的・統一的に作業を進めることが必要。固定資産台帳と公有財産台帳など他の台帳との連携を図っていくことも、業務の効率化に繋がる。また、職員の意識向上のため、先進団体職員や専門家を派遣する制度の充実（人材リストの用意）も支援方策の一つ。

2 固定資産台帳・財務書類の活用に向けて

固定資産台帳の資産管理等への活用

- ・固定資産台帳により自団体の資産に関する情報を網羅的に把握することが可能となるため、公共施設マネジメント分野、特に、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の策定・見直しにおいての活用が期待される。台帳情報活用のため、両計画に記載されている施設と固定資産台帳の資産を共通のコードで管理する等、互換性を持たせる（紐付けを行う）ことも重要。

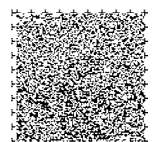
セグメント分析の推進

- ・公募7団体において、事業別セグメント分析を实践（廃棄物収集処理事業等）。想定される対象事業としては、直営・委託の業務形態の検討、受益者負担の検討等。最初に簡易な分析を行い「気付き」を得た上で、必要に応じて詳細・精緻な分析を行う等、「まずやってみる」という観点が重要。
- ・施設別セグメント分析は、公共施設マネジメントの分野において有益な情報を得られるものと考えられることから、今後、各地方公共団体において活用されることを期待。その際にも、例えばまず1つの施設について取り上げてみるという取組が重要。

各種指標を用いた比較分析

- ・現金主義・単式簿記では見えにくいコスト情報やストック情報の把握が可能となり、指標化することで経年比較や類似団体間比較等を行いやすくなる。ただし、公会計から得られる指標については、所有外資産に関して資産と負債がアンバランスに計上されるといった課題もあることから、単純な順位付けに基づき財政状況を判断することは特に慎重に行うべき。
- ・自団体の相対的な「立ち位置」を確認するために、複数の指標を組み合わせた散布図による分析が「入り口」として有効。

出典：「地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)報告書の概要」(令和2年3月公表)



新経済・財政再生計画改革工程表2021(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)抜粋

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)			
		22	23	24	
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のBPRによる業務改革の効果把握を図るための指標 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等(業務コスト(金額)、処理手続時間等)を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業(ソフト)の決算情報の全国状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式での公表により「見える化」</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2023年度までに全都道府県、2025年度までに全団体】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a. 地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b. 地方単独事業(ソフト)について、試行調査を行い明らかになった課題(歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など)の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c. 各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d. 地方公共団体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図るとともに、作成・更新が遅れている団体に対しては継続してフォローアップを実施する。《総務省》</p> <p>e. 住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f. 統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>g. 地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要対応策を検討。《関係府省庁》</p> <p>h. 地方創生臨時交付金事業について、事業の使途や事業の効果等の把握を行い、自治体間の比較検証を行う。《内閣府》</p>			

統一的な基準による財務書類等については、毎年度適切に作成し、わかりやすく開示するとともに、資産管理、予算編成、行政評価等に積極的に活用していくことが重要です。

財務書類等から得られる情報を用いて、従来の決算統計や健全化判断比率など、既存の指標に加え、地方公共団体が保有する資産・負債等に関する新たな指標を算出することにより、財政状況を多角的に分析することが可能になります。指標については、当該年度の類似団体比較(数値分析・指標分析)や経年比較(数値・指標の増減分析)により分析することにより、自団体の財政状況の特徴や傾向を把握することができます。さらに、決算統計や健全化判断比率等も組み合わせることによって、より多面的な分析を行うことができます。

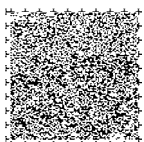
分析の視点

住民等のニーズ

指標

<p>資産形成度</p>	<p>将来世代に残る資産はどのくらいあるか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 有形固定資産減価償却率
<p>世代間公平性</p>	<p>将来世代と現世代との負担の分担は適切か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率
<p>持続可能性(健全性)</p>	<p>財政に持続可能性があるか(どのくらい借金があるか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 債務償還可能年数
<p>効率性</p>	<p>行政サービスは効率的に提供されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
<p>自律性</p>	<p>歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか(受益者負担の水準はどうなっているか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受益者負担の割合

出典:「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」(平成30年3月公表)

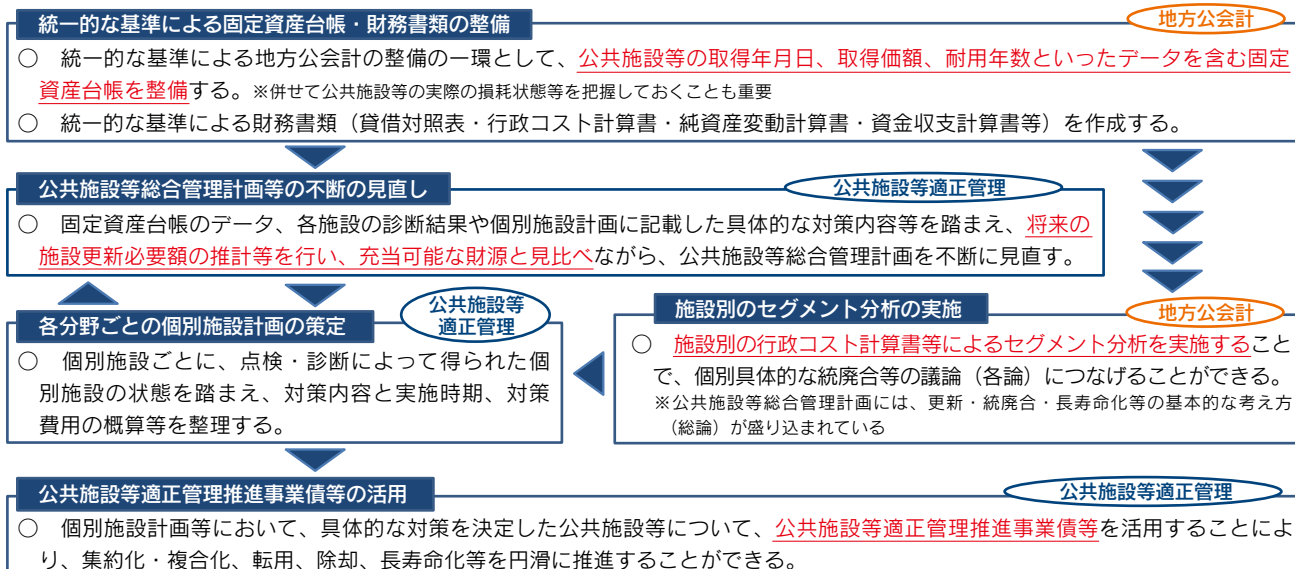


公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するため、県内全ての市町村が、公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しています。また、総合管理計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画については、令和2年度末までの策定を要請されていたところです。

総合管理計画の策定から一定の期間が経過していること等を踏まえ、各市町村においては、令和2年度末までに策定された個別施設計画等の内容を反映しつつ、総合管理計画の見直しを行う必要があります。併せて、全庁的な推進体制の構築や、PDCAサイクルの確立、施設別財務書類の作成・分析などの地方公会計の活用も重要です。

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

地方公会計と公共施設等の適正管理をリンクさせることによって、公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

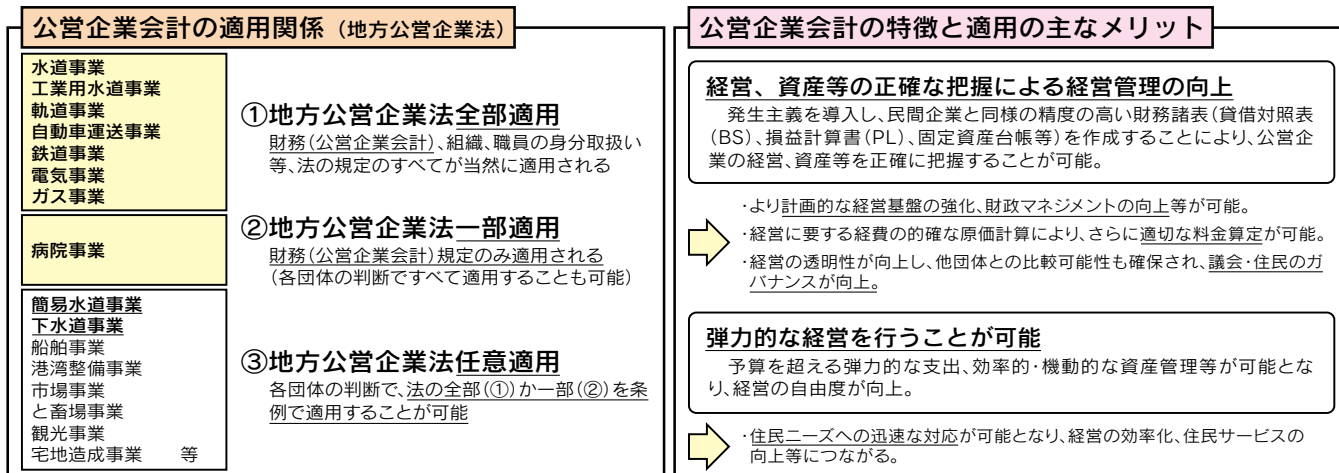


出典：総務省作成資料「地方公会計における財務書類等の作成・更新の早期化等について」（一部抜粋）

(2) 公営企業会計の適用の推進について

公営企業の財務は、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計について、事業の特性や規模等を考慮し、すべての事業に適用してはならず、地方公共団体が任意（条例）でその適用を決定しています。

現下の人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、公営企業会計の適用が推進されています。



出典：総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日総財公第18号）添付資料

